

～春は異動のシーズンです～

## 国民年金の手続きを忘れずに！

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。そして、その加入の種類は、自営業者や学生などの第1号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者である第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）である第3号被保険者の3種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などの人生の節目には国民年金の加入の種類が変わることがあり、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きが遅れると、万が一、病気やケガで障害が残ったときの障害基礎年金や、亡くなったときの遺族基礎年金が受け取れなくなる場合もありますので、ライフスタイルが変わったら必ず手続きをしてください。

こんなときには手続きが必要です	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、第2号被保険者以外の人が20歳になったとき	未加入 → 第1号	本庁・各支所 市民課窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入 → 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職し、第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号 → 第3号	配偶者の勤務先
60歳になる前に、会社などを退職し、第2号被保険者でなくなったとき	第2号 → 第1号	本庁・各支所 市民課窓口
会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号 → 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が退職し、第2号被保険者に扶養されなくなったとき	第3号 → 第1号	本庁・各支所 市民課窓口
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

学生のみなさんは

## 「学生納付特例」の手続きも忘れずに…

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の人を対象に、手続きをして承認されますと保険料を納めることが猶予される『学生納付特例制度』があります。

学生納付特例制度をご希望の方は、忘れずに手続きしましょう。

### 【対象者】

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生  
（※各種学校の場合、修業年限が1年以上であることが必要です）

### 【所得の基準額】

学生本人の前年所得118万円以下  
（※所得額は、社会保険料控除額等を控除し、扶養親族等の人数に応じて基準額は加算されます）

### 【承認期間】

19年4月から翌年20年3月までの学生である期間

■問い合わせ ●兵庫社会保険事務局豊岡事務所  
TEL 0796 - 22 - 3196  
●市役所市民課  
TEL 672 - 6120

## 国保のひろば

### 第11回

### 《国民健康保険高額療養費の現物給付》

今までは、70歳未満の被保険者の高額療養費は、医療機関窓口で一旦3割を支払っていただき、後から還付請求をしていただくか、その都度、高額療養費支払資金貸付の手続きをしていただいていたのですが、この4月から、「限度額適用認定証」を医療機関窓口提示していただくと、限度額までを医療機関窓口で負担していただき、残りは直接国民健康保険が負担するようになりました。

### 「限度額適用認定証」の交付手続き

国民健康保険証・印鑑をもって、本庁市民課又は支所市民課で交付申請を行ってください。

■問い合わせ 市民課 TEL 672 - 6120